

# 横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価実施要綱

平成22年9月22日  
改正 平成27年10月1日

## (趣旨)

第1 この要綱は再評価実施後5年を経過する前年度に事業の評価（以下「再評価」）を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業の中止等を行うことにより、特定環境保全公共下水道事業（以下「下水道事業」）の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## (再評価の実施)

第2 下水道事業を所管する建設水道課長は、この要綱及び下水道事業を所管する国土交通省の定めるところにより、再評価を実施し、当該事業に係る資料作成を行い、国土交通省の要求書提出時までに対応方針を決定する。

## (再評価の手法)

第3 建設水道課長は、再評価を行い、対応方針を決定するに当たっては、次の各号に掲げる視点及び国土交通省の定めるところにより行わなければならない。

- (1) 下水道事業を巡る社会経済情勢等の変化
- (2) 事業の投資効果及びその変化
- (3) 事業の進捗状況及び進捗の見込み
- (4) コスト縮減や代替案立案等の可能性
- (5) 住民ニーズの把握状況
- (6) 事業立地地区の立地特性

## (意見の聴取)

第4 建設水道課長は、下水道事業に係る対応方針の決定にあたっては、横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価等審議委員会設置要綱（平成22年9月21日制定）に基づき設置された横浜町特定環境保全公共下水道事業再評価等審議委員会の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

## (施行期日等)

第5 本要綱は、平成22年9月22日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。